

## 26. 集落営農と農業者年金



経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加すると、受給権者（親）の農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか。また、農業者年金の受給権者（親）が集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加すると、農業者年金（経営移譲年金）はどうなるのですか？



集落営農組織が任意組織化か法人かどうか、また、参加の方法などによって、次のようになります。

### 1. 経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農に参加する場合

#### (1) 集落営農組合（任意組織）に参加する場合

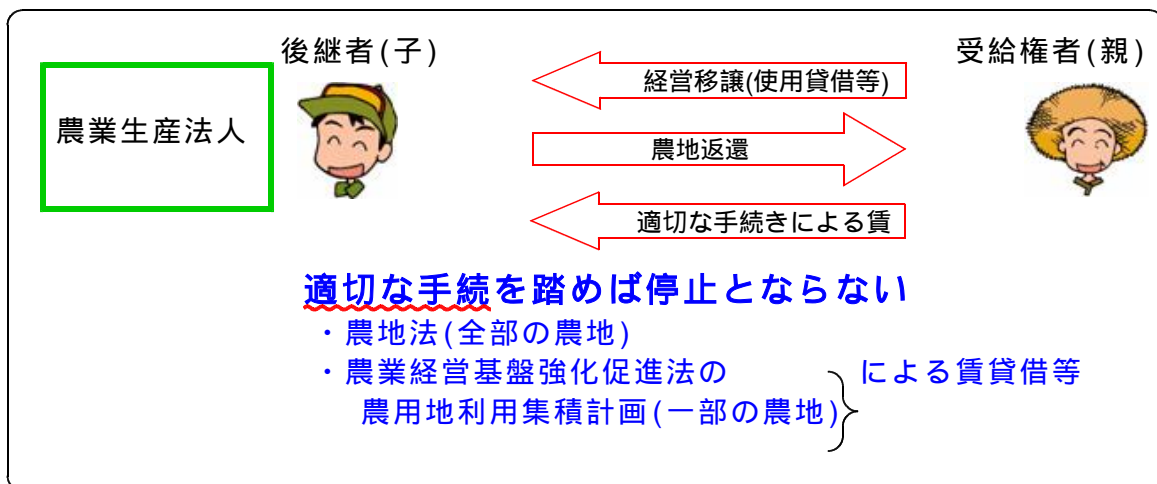
経営移譲を受けている後継者（子）が集落営農組合に参加しても、農地の名義が変わらなければ、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。



#### (2) 農業生産法人に参加する場合

経営移譲を受けている後継者（子）が農業生産法人に参加するため、農地を受給権者（親）へ返還（その後、法人賃貸借）する場合は、原則、経営移譲年金は支給停止になります。また、後継者が直接法人に農地を出資する場合も同じ扱いになります。

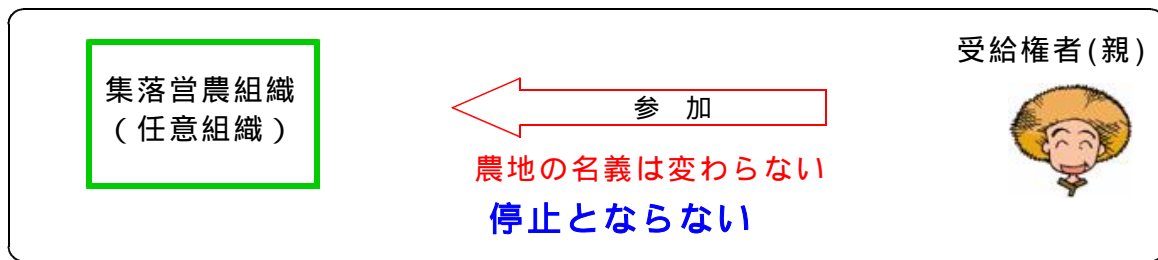
ただし、適切な手続きを踏めば、受給権者（親）の経営移譲年金は支給停止になりません。



2. 農業者年金の受給権者（親）が集落営農に参加する場合

(1) 集落営農組合（任意組織）に参加する場合

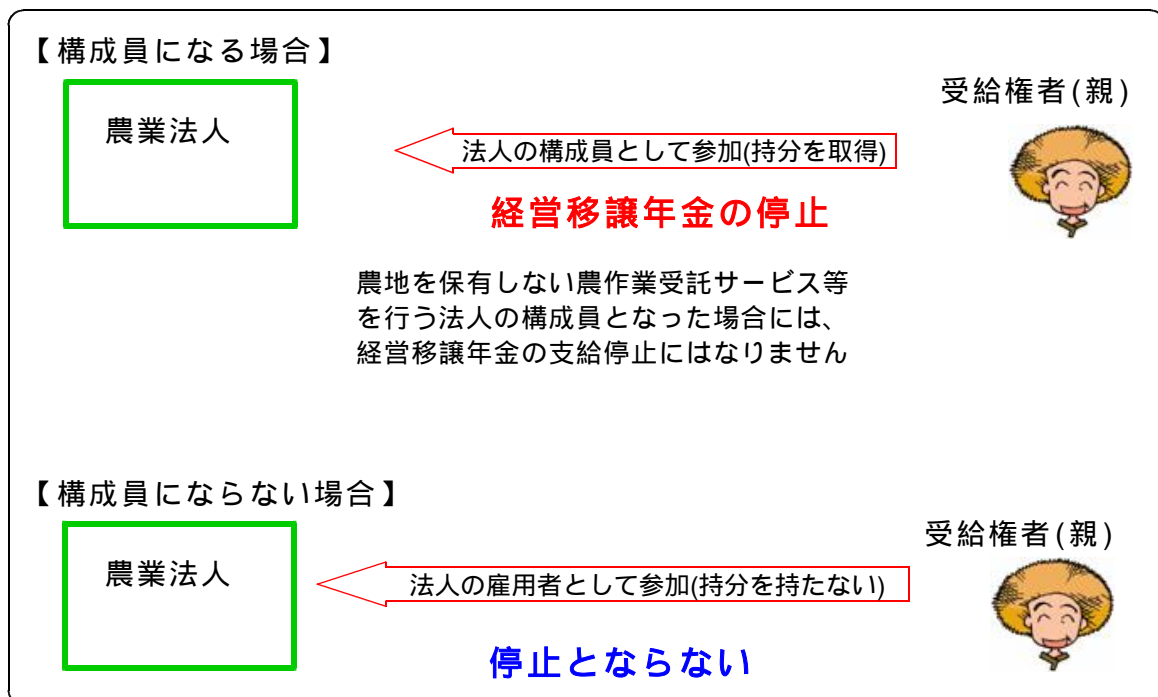
受給権者（親）が集落営農組合に参加しても、農地の名義は持たないので、経営移讓年金は支給停止になりません。



(2) 農業生産法人に参加する場合

受給権者（親）が、農業生産法人の構成員となり法人の経営に参画する（法人の持分を取得する）場合は、農業経営の再開となり、経営移讓年金は支給停止となります。

ただし、法人の構成員ではなく単に雇用者となる場合には、農業経営を再開したことにならないので、経営移讓年金は支給停止になりません。



## 27. 集落営農と農地等の納税猶予制度



相続税や贈与税の納税猶予の特例を受けている農業者が集落営農組織に参加すると納税猶予の扱いはどうなりますか？



集落営農への参加する場合の農地等の納税猶予制度の取り扱いについては、集落営農組織の形態や参加の方法などによって、次のようになります。

### 1. 農地等の納税猶予制度の概要

#### 【農地等の相続税納税猶予制度】

相続税納税猶予制度は、相続による農地の分散を防ぎ、後継者が引き続き農業経営を継続できることを目的とした制度です。

農業後継者である相続人が農地を相続し、その農地について農業を継続する場合、農地等を農業投資価格<sup>1</sup>で評価した価額を超える部分に対応する相続税額の納税を猶予する制度です。

#### 【農地等の贈与税納税猶予制度】

贈与税納税猶予制度は、相続税を補完する税として位置づけられます。<sup>2</sup>

農業経営を行っていた個人が、推定相続人の一人に農地の全部と採草放牧地及び農用区域内の準農地の3分の2以上を贈与した場合に、贈与税の納税を猶予する制度です。

これらの納税猶予制度は受贈者又は相続人が自らその農地で農業経営を行うことが前提となっています。

このため、適用特例農地等<sup>3</sup>の合計面積の20%を超えて貸付けたり譲渡したりした場合は納税猶予の全部が打ち切られます。

一方、20%以内の譲渡等については譲渡等をした適用特例農地等の価格に対応する部分の税額を納付しなければなりません。

- 1 相続税や贈与税を課税するときの財産を評価する基準を示した「財産評価基準」の一つで、農地・採草放牧地が恒久的に農業用に使われる場合に、通常が取引が成立する価格として公示された価格のことです。通常宅地評価額の数十から数百分の一の水準となっています。
- 2 もし、贈与税がなければどういうことになるのでしょうか。たとえば、生前に財産を妻子などにすべて贈与しておけば、相続開始の時点で課税されるべき財産をゼロにして、相続税を回避することも可能になってしまいます。このような過度な対策を規制するために設けられているのが贈与税です。
- 3 特例農地とは納税猶予制度の中に規定されており、相続人が農業を営んでいた被相続人から農地等を相続して農業を継続する場合には、一定の要件のもとにその相続税額のうち一定の税額を猶予されるものです。

相続税の納税猶予等の詳細については、農業委員会または税務署へ問い合わせてください。

## 2. 相続税の納税猶予

農地等の相続税の納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、  
市街化区域で使用収益権の設定等を行うか、すべての作業を委託すると、納税猶予は打ち切りになります。  
作業の一部（集落営農における共同作業）だけ委託する場合や市街化区域外で使用収益権を設定するは納税猶予が継続されます。

### 作業の一部を委託する場合

相続税の納税猶予適用者



**納税猶予は継続**

作業の一部を委託

集落営農  
農業生産法人

委託した作業以外の作業を自分で継続しておこなうことが必要

作業の一部とは基幹3作業(耕起、代かき、田植え、刈り取り、脱穀)をいう

### 使用収益権の設定等をする場合（貸付）

ア 市街化区域内の相続税の納税猶予適用者



**× 納税猶予は打ち切り**

使用収益権の設定

農業生産法人

使用収益権とは、地上権、永小作権、使用賃貸による権利。賃借権その他所有権以外の農地等について使用及び収益を目的とする権利

イ 市街化区域外の相続税の納税猶予適用者



**納税猶予は継続**

使用収益権の設定

農業生産法人

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸付が必要

### 3. 贈与税の納税猶予

農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が集落営農・農業生産法人に参加する場合、

(1)使用収益権の設定等を行うか、すべての作業を委託すると納税猶予は打ち切りになります。

(2)作業の一部（集落営農における共同作業）を委託し、それ以外の作業は自分で行うと納税猶予は継続されます。

使用収益権を設定（貸付）又はすべての作業を委託する場合  
贈与税の納税猶予適用者



**× 納税猶予は打ち切り**

使用収益権の設定(貸付)  
又はすべての作業を委託

農業生産法人

作業の一部を委託する場合  
贈与税の納税猶予適用者



**納税猶予は継続**

作業の一部を委託  
( 特定作業受託 )

集落営農  
農業生産法人

委託した作業以外の作業を自分で継続しておこなうことが必要  
作業の一部とは基幹3作業(耕起、代かき、田植え、刈り取り、脱穀)をいう

#### 【法人化特例の廃止】

特定農業法人又は認定農業者へ使用貸借した場合の納税猶予の継続、いわゆる「法人化特例」は、平成22年度で廃止されます。

平成23年4月以降使用貸借が切れた適用者が、再び特定農業法人へ利用権設定すると贈与税の納税猶予が打ち切られます。引き続き納税猶予の適用を受けるには、使用貸借を作業の一部を受委託に変更する必要があります。